

# ひまわりからの メッセージ

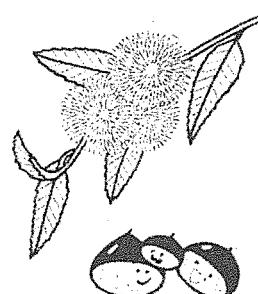
99号

2019.10.21

NPOひまわりの花内  
西濃園域

飛騨障がい支援センター

発行人：中野たみ子



きます。念願はどつなのでしょうか。  
お年をめぐられた方々が多く亡くなられたという報道もありますから、避難所生活でも、さぞかし不安な日々をお過ごしおことでしょう。そんな折、ホームレスの方を避難所内には入れないといふ自治体のニュースがあり、心を凍らさせました。「ホームレスは人間じゃないのか」という新聞の記事もありましたが、私たちは知らず知らずのうちに傲慢になってしまって、自分のこと、自分の都合だけしか考えられなくなつていいのでしょうか。行政も事なかれ主義になり、極力、責任回避の方向に流れてしまつているのもれません。

今日も、また雨です。結構強く降っています。

台風十五号でも大変な被害にあわれた方々も多かつたのに、今回の十九号台風も関東から東北にかけて甚大な被害ももたらしました。

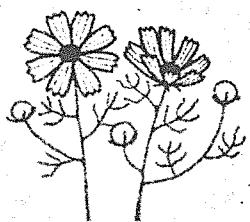
私は、テレビを通して、その大変な様子を観て心を痛めることが多いですが、被災地の方々は、季節が冬に向かうというのに、今後、どうやれるのでしょうか。泥に埋まった家々や家具を見ると、その家庭の幸せであつただろう生活が想像され、自分の身に置きかえて、本当に切ない気持ちになります。

そして、私は災害があつるたびに、環境の変化にうまく適応できない子どもたちや、ご家族はどうしても、どうしていらっしゃるのだろうかと思ひます。東日本大震災の時も、避難所に入ることができず、車の中で過ごすねばならなかつた子どもたちも多くいたと聞

べ刻があつたらしいなあと思いました。  
ボランティアにかけつけることもできないけれども、一日でも早い復興を……と、ただただ祈るしかない私です。

聞こよ。聞いて。

今、心配していること



子どもたちが利用する福祉サービスには、児童に利用するものとして、児童発達支援事業所と、学齢児が利用する放課後等デイサービスが、よく知られています。

現在、福祉現場では、様々な問題があります。問題といふよりも「心配」と言うべきかもしれません。

### ① 相談支援事業所について

子どもたちが福祉サービスを受けたためには、相談支援事業所の相談支援専門員に「サービス等利用計画書」を作成してもらわなければなりません。児童の場合、児童一人一人の発達を知った上で立てるべき計画が親のニーズ、親の要望に優先されてしまつことが多々見られることがあります。児童の場合は、子どものニーズと親の要求される二つの不一致は度々指摘されますが、相談支援専門員の質について、まだ——解決に至っていないとも言えます。成人の相談とは違うということですね。

### ② 児童発達支援管理責任者(児発管)について

事業所では、個別支援計画を作成し、療育の現場で職員の指導にもあたる責任のある人が児発管です。岐阜県では、児童分野のことをしっかり学んでもらいたいという観点から、できるだけ研修を行ってきました。

ところが、今年度から、國の方針が変更されて、介護、身体、就労、児童等の分野別研修を廢止し、共通としました。

基礎研修を受けた後、どこの事業所で二年間実践したあと、県の実践研修を受けると、「サービス管理責任者・児童発達管理責任者」の資格が取得できるのです。児童の事業所で一度も働いたことの無い人が「児発管」としてどこの児童施設で働くことが可能になつたのです。これで二わりなどではないですか? そんな人に子どもを任せても良いですか? 障がいおもつ子どもたちのことを、真剣に考えてくれているのどうか? 心配です!!

### ③ 児童発達支援事業所について

西濃地域では、多くの児童発達支援事業所が古い歴史を持っています。大垣ひまわり学園、海津市みらい、神戸たんぽほ学園、池田二つの教室、大野なないろ、安八あすなろうの園輪之内町そら、養老そよかぜ教室、母井いすみの園、そして比較的新しい揖斐川アップルなど、幼児期のお子さんへの療育の場として、いすれも「子育て支援」を大切にしていると思っています。幼児期というのは、子どもたちの脳は未熟で可塑性

が高く、とても大切な時期なのです。若いお母さんたちにとつては誰かに子育てを代わってほしい、楽をしていいといつのが本当の気持ちかもしれません。しかし、幼児期こそ、お母さんたちが自分のお子さんにとって関わらなければ、今後どのように育てていったういの生き具体的に学んだいだく大切な時期と言えます。

長らくこの仕事をしていると、幼児期からの保護者の意識というものが、その後の子どもたちの成長、発達にとって、とても大事だと実感します。だからこそ、単に預りますという様な事業所がない後、二十年後のその親子のことまで考えてみると、とても思えません。お父さんやお母さんと共に子育てをしていくのだ、二両親の子育てを支えていくのだという意識があるのかどうか「事業所を選び眼」でもつとも保護者としての役目でしょう。

#### ④ 放課後等ディサービス事業について

福祉サービスの事業所には、国が出してくるガイドラインがあります。その中には、放課後等ディサービスについて「障がいのある学齢期の子どもの健全な育成」を支援の根幹にあります。そして、基本活動として⑦自立支援と日常生活の充実のための活動①創作活動⑦地域交流の機会の提供⑨余暇の提供となっています。つまり、放課後等ディサービスでは、学校や家庭とは異なる場で、子どもたちの自立に向けて生活の質を高めいく活動が求められているわけです。

#### ⑤ 教育的支援と福祉サービス

教育的支援と福祉サービスでは、どう違うのでしょうか。まずは、「発達障害支援法」があり、発達障害と呼ばれることが広く使われるようになって、通級指導教室も増えました。その結果、通級指導の必要な子どもは、イコール福祉サービスが必要な子であるという誤った認識が広まつて、「教育的に思います。教育的に配慮が必要な子は全て障がい児か」となっています。しかし、放課後等ディサービスでは、学校や家庭とは異なる場で、子どもたちの自立に向けて生活の質を高めいく活動が求められているわけです。

お母さんの中には、「発達障がいだから福祉サービスを受

勉強を見るというなら、それは塾であって、事業所の研修ではないでしょう。むしろ社会性やコミュニケーション、ありやつや身だしなみ、生活していく上での力など、放テの役割は大きいはずです。好きなことだけして時間を過ごせればいい。暴言を言わせながら、本人の要求を聞いていれば良いといつよつなどいは、社会では通用しません。障がい者の通所事業所でも断られてしまう結果になるでしょう。

自分の子に対して、この事業所は何をしてくれるのか、田先だけのことではなく専門家として子の将来も見越して、療育してくれる所なのかどうか、ここでも保護者の見極めが重要だと思います。乱立している放ディ事業所ですが今のままでは事業所資格を剥脱される所も今後出てくると思いますから、ご注意下さい。

けさせてほしい」と言われたり、放ディの事業所がアドバイス(?)されてる例もあります。「療育手帳などは取りたくない。けれどサービスは受けたい」という方でもあります。

学校における合理的配慮とどうちやんしないで下さいね。

## ⑥ 合理的配慮について

インクルーシブ教育が呼ばれ、知的な発達のゆっくりなお子さんも「皆と同じ場で学ぼせるべきだ」、「通常学級で合理的配慮をすべきです」とおっしゃる方もおられます。そういう方に出会うと、インクルーシブ教育のとうえ、間違くいませんかと聞きたくなりります。

私たちは、障がいの有無にかかわらず共に生きる共生社会を目ざしてこます。でも、子どもたちは公教育の場で学んでいきます。先生方も、カリキュラムに従って指導を進めていかれます。知的な発達のゆっくりなお子さんの学習のテンポと、決められてるカリキュラムの学習のテンポは一致するでしょうか? 決して一致はしないのです。だからこそ、一人ひとりのお子さんの教育的ニーズに合わせて学習を進めていく支援学級や特別支援学校といふ学びの場が用意されてるので、けれど、子どもたちは他の児童と一緒に学ぶ場もあり、差別されるわけではありません。皆と一緒にいることがインクルーシブ教育ではないはずですが、その子さんが自分のペースで一つ一つ学習を積み上げ、経験を積ん

でいくことで、力をつけていくのだろうと思します。生きしていく力をつけていくのだと思います。

合理的配慮といつも一人歩きしてることばです。保護者の方からの要望を聞くべきが合理的配慮ではあります。学校でできることや出来ないことは当然ありますから、話し合いの中で決めていかれるべきです。

今年度の教育支援委員会は、どの市町でもさあもう終了という所が多くこのではないでしょうか。自分の子きどの学級で学ぼせるべきか、長い期間を経て合意形成された方もいるでしょうし、納得がいかないまま日を過ぎて来られた方もいらっしゃるに違いありません。けれど、お子さんのことから第一に考えたいく思います。そして、お母さん、お父さんが悩みに悩んで選ばれた学級の先生方は、そういう思ひをせっかりと受け止めてくれるにいたいだいたいだいと感じます。特別支援教育は教育の原点ですものね。



知  
ら  
セ

センター親の会について

11月11日

～ 九時三十分～十二時

いすれも奥の総道記念館です。